

市	都	街	商	公
(1)	(2)	(2)	(3)	

都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））

1．支援策の概要

地方公共団体等に対し、道路、広場、駐車場、面整備の種地、代替地等中心市街地の整備改善に必要な土地の買取りに必要な資金を長期低利で貸し付けます。

2．支援策の内容

（1）対象者

地方公共団体、地方公共団体を通じ中心市街地整備推進機構

（2）対象都市

人口 10 万人以上の都市、地方拠点都市地域の中心となる都市

（3）対象用地

認定基本計画に定める認定中心市街地（3 ha 以上であること等一定の条件を満たすもの）の区域内の土地（買取りを予定する用地の 1/2 以上が公共公益施設であること。）

（公共公益施設の例）

道路、鉄道、駐車場、公園、緑地、下水処理場、学校、図書館、病院、公営住宅、防災センター等。これらの施設の整備に伴う代替地。

（4）償還期間

10 年以内（4 年以内の据置期間を含む。）

（5）償還方法

元金均等半年賦償還

（6）融資率

100%

（7）融資利率

原則財投金利マイナス 1 %

金利は随時変動しますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

3．問合せ先

国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課

phone 03-5253-8111(内線 32-543) fax 03-5253-1589